

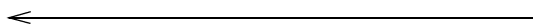
療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第四百十号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第七七号）の一部を次のように改正し、平成二十八年十二月九日から適用する。

平成二十八年十二月八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別表第2に次のように加える。

第7部 内 品 名	第3部 内 品 名	追 加 用 薬 品	補 薬 品	規 格 単 位
⑩ 10%アゼリプリン散「チバ」			(2)	10%1g
(シ)	(あ)			
	アカルボースOD錠 50mg 「タイヨー」			50mg1錠
	アカルボースOD錠 100mg 「タイヨー」			100mg1錠
	アカルボース錠 50mg 「タイヨー」			50mg1錠
	アカルボース錠 100mg 「タイヨー」			100mg1錠
⑪	アノレキシノン錠 5			5mg1錠
⑫	アリスマツト錠 50mg			50mg1錠

注 射 薬	規 格 単 位
⑬ (イ) フルトリブ錠 1mg	1mg1錠
⑭ フルトリブ錠 2mg	2mg1錠
(ハ) ベロリック錠 5mg	5mg1錠
(エ)	
エルタニン注 10mg	10mg1管
エルタニン注 40mg	40mg1管
エルタニン注 60mg	60mg1管
(エ)	
エルタニン軟膏 0.1%	1mg1g